

異常気象時等における臨時休業等の対応について

異常気象時の対応については、次のとおりです。

- 1 当日午前6時時点において、三次市に特別警報、暴風警報、洪水警報、土砂災害警戒情報のいずれかが発令中の場合は、臨時休業とします。（この場合、家庭への連絡は原則ありません。）
- 2 当日午前6時時点において、三次市に大雨警報又は大雪警報が発令の場合は、校長判断とします。（臨時休業又は自宅待機と判断した場合は、**tetoru**でその旨を連絡します。**tetoru**の登録をお願いします。）
- 3 台風、地震等にかかわって、教育委員会から臨時休業等の指示があった場合は、臨時休業とします。（臨時休業又は自宅待機と判断した場合は、**tetoru**でその旨を連絡します。**tetoru**の登録がない家庭へは電話で連絡します。）
- 4 生徒の登校後に、警報が発令されるなど災害の発生が予想されるときは、生徒の下校を早めたり、学校で待機させたりする場合があります。（この場合も **tetoru** でその旨を連絡します。**tetoru** への登録がない家庭へは電話で連絡します。）

- * 臨時休校になったときは、安全確保のために外に出ないよう家庭でもご指導よろしく願いいたします。
- * 休日、長期休業中の部活動・補習等や、試合・大会については、警報発令中は自宅待機です。その後の措置については、各部顧問または担任より連絡します。